

鹿島地域における沿岸漁家の兼業構造について—Ⅱ

—漁家の兼業構造とライフサイクル—

柳田洋一・大塚正人*

Socioeconomic Study on the Structure of Coastal Fishermen
with Sideline Businesses in the Kashima Region-Ⅱ

—Structural Relationship between Fishing Types and the Life Cycle
of the Subsidary Fishermen Families—

Yoichi YANAGIDA and Masato OTSUKA*

Summary

The purpose of this paper is to clarify that the fundamental structure of the subsidiary fishermen and their life cycle in the Kashima Region.

Existant condition of the subusidary fishermen is based on productive fishing ground, fertile farmland and abundant manpower (i.e.flexible workers like farmers).

Before the 1960s, coastal fishery in this region was a small subsidiary business of farmers, using small scale fishing boats from the seashore.

However, after the year 1965, this region was developed as a heavy industrial district.

Due to this development, a fishing port was constructed and it made fishermen to possible use larger fishing boats.

This drastic change promoted coastal fishery in this region and also influenced fishermen's life cycle.

Therefore the fishermen can choose a wide variety of work for the subsidiary business of fishery and combine them rationally.

1 はじめに

を行い、その特徴を明らかにした。

柳田・大塚 (1997) *は、鹿島地域における着業漁業種類による操業タイプと兼業形態による類型化

* 東京水産大学大学院水産経営学研究室
Tokyo University of Fisheries

本報では、調査結果から得られた各類型の代表的な事例について、世帯員の構成及びその就業実態、家庭内における分業形態、漁業外従事を含めた後継者層確保の状況などによる個別漁家の実態を加え、漁家の兼業構造とライフサイクルを明らかにすることを目的に検討を行った。

2 漁家の兼業構造とライフサイクル

類型化による個別調査事例の結果から得られた特徴を表1に示した。

(1) 漁業専業タイプの事例

漁業専業で船曳網中心の営漁タイプである漁家(A-I型)の具体事例1を見ると、この漁家では、4.9トンの漁船を使用し、着業している漁業種類は、船曳網、建網、たこ壺、貝桁網である。その年間の操業形態は、ほぼ周年船曳網中心の操業で6~8月に漁模様を見ながら建網を操業し、船曳網の禁漁期はたこ壺を行っている。これに自主禁漁期間を除く、

周年で月1回程度のペースで貝桁網の操業が加わる。

平成7年度の水揚金額が3,443万円であった。その内訳は船曳網による水揚が2,329万円、貝桁網による水揚が369万円、たこ壺による水揚が229万円、その他の漁業による水揚が516万円である。

海上作業労働力は、調査対象者、長男、雇用者の3人であり、この体制で海上作業にあたっている。この雇用者は親戚の者であり、周年雇用している。

この漁家の家族構成は、調査対象者の父親と妻、次男と長女である。父親は既に漁業から引退しており、漁業労働に加わっていない。妻は主に家事に従事しており、他に、水揚げの際の補助作業を行っている。

調査対象者の漁業参入時には父親が漁業から引退したため一人で操業を開始し、以後、周年雇用の形態で乗組員を募集しても長続きしない例が多く、海上作業労働者の確保に苦労していた。そのためか長男に漁業を継いでほしいという意向があり、安定的な海上作業労働者を確保したいことも関係していると思われる。

表1 聞き取り調査による各類型の特徴

	1	2	3	4	5	6	7
類型	専業+船曳 A-I型	土地利用型農業 +船曳 A-II型	施設園芸型農業 +船曳 A-III型	施設園芸型農業 +貝桁のみ D-IV型	自営兼業+船曳 A-IV型	自営兼業+貝桁 とその他 B-IV型	賃労働兼業+貝 桁とその他 B-V型
兼業種	なし	稻・馬鈴薯	施設メロン	施設メロン	部品工場自営	遊漁	大工
水揚金額水準	3,400万円	2,600万円	460万円	370万円	1,000万円	1,300万円	450万円
営漁の中心	船曳中心	船曳中心	貝桁中心	貝桁中心	貝桁+刺網	貝桁+刺網	貝桁中心
船曳網水揚額	2,300万円	1,000万円	9万円	なし	110万円	なし	なし
漁業への投資	多い	普通	少ない	少ない	普通	やや少ない	少ない
漁獲努力	◎	○	×	×	△	△	×
兼業の収入	なし	低い	高い	高い	中間	中間	低い
兼業従事	一日 なし	一日に午後だけ	1日中	1日中	一日中 納期前には繁忙	早朝から午後 土日中心	一日中 建築中は繁忙
後継者の有無	なし	なし 収穫期のみ繁忙	一年中	一年中	◎	△	×
後継者参入の動機	船曳網による 水揚水準の高さ		農業収入の高さ 家業・家産意識		兼業種の不景気		
漁業管理の合意条件	他の漁業種類の 水揚多く貝桁網 の依存度が低い	他の漁業種類の 水揚多く貝桁網 の依存度が低い	兼業収入が多く 家計に占める貝 桁の依存度低い	兼業収入が多く 家計に占める貝 桁の依存度低い	兼業収入があり 安定的に貝桁に 着業できるから	兼業収入があり 安定的に貝桁に 着業できるから	兼業収入があり 安定的に貝桁に 着業できるから

※1 聞き取り調査により作成

※2 漁獲努力および後継者の有無の項目における記号は以下の表を参照されたい。

漁獲努力	◎ 非常に強い	○ 強い	△ 弱い	× 非常に弱い
後継者の有無	漁業に主業的に就業	漁業に副業的に就業	漁業に就業せず	後継者なし

特に船曳網は2人以上での操業が標準であるため、漁業後継者の参入によって父子での操業形態が実現され、高い水揚水準を確保することができる。

このように漁業専業の漁家においては、船曳網を中心とした高い水揚水準と、その実現に必要とされる海上作業労働力の確保という面から、比較的順調に漁業後継者の確保が行われている。

(2) 土地利用型農業との兼業タイプの事例

次に土地利用型農業との兼業を行い、船曳網に着業しているA-I型の漁家の個別事例2を検討する。

この漁家では4.9トンの漁船を使用し、漁業種類としては船曳網、建網、えび板びき網、貝桁網に着業し、年間の出漁日数は180日～200日程度である。

一年の操業形態としては、4月からコウナゴを主な対象魚種とした船曳網を始める。6～8月の間は固定式刺網が操業され、9月頃からシラスを主な対象魚種とした船曳網の盛期に入ってくる。12月からえび板びき網に着業して翌年4月頃まで操業が続けられる。

なお、平成8年度からはえび板びき網に代えて、たこ壺に着業している。その理由は、えび板びきは冬期の漁業のうえに午前3時頃出漁するため、年齢を重ねるとともに操業が辛くなってきたことと、また、えび板びき網は他の魚種の幼稚魚を混獲するため、資源維持の面からたこ壺を中心に操業するのが良いのではないかとの考えからである。

平成7年度の水揚金額は2,566万円であった。その内訳は船曳網による水揚が1,023万円、貝桁網による水揚が369万円、建網による水揚が419万円、えび板びき網による水揚が353万円であり、他の漁業による水揚げが403万円となっている。

海上作業労働力は、調査対象者に加えて、船曳網とえび板びき網の操業の際に1名雇用し、貝桁網の操業の際は1名雇用し、3人体制となっている。建網の操業の際には、雇用は行われず、妻が乗船し夫婦での2人体制で操業を行っている。漁業後継者は

存在しないが、これは調査対象者子弟が女子3人のみであり、男子に恵まれなかつたためである。

乗組員は近所に住む農家のことで、主に農閑期に漁業に従事している。

農業との兼業の状況は、田が20a、畠が150aあるが、うち畠は近所の農家に100a貸している。栽培作目は水稻、馬鈴薯であり、これらの農作業を行うのは世帯主である調査対象者と妻である。

調査対象者は操業を午前で終え、午後を農作業従事にあてる。妻は建網以外の時期には午前中に家事を行い、家事が終わり次第、農作業を行っている。

この世帯における構成員は調査対象者と妻の他に、調査対象者の父、三女がいる。父親は漁業から引退しており、三女は学生のため家庭内における労働力とはなっていない。

家計収支は漁業収入が約2,500万円、農業収入が約250万円の収入があり、家計収入のうち漁業収入が占める割合は約80%と高くなっている。

また、他の農家に一部の土地を賃貸しており、これによる収入がある。

一方、漁業経費は2,000万円、農業経費は70～80万円程度のことである。

所有する田畠の一部を賃貸している事例は他の漁家においても聞かれ、農業は縮小し、自家消費分のみ耕作している例もある。

このタイプにおいては、船曳網を中心とした漁業収入が世帯収入の中心的位置を占めているが、兼業従事によって船曳網などへの漁獲努力は、漁業専業世帯より少なくなっていることが考えられる。

(3) 施設園芸型の農業との兼業タイプの事例

a) 船曳網に着業する（A-III型）タイプの事例

施設園芸型農業の兼業で船曳網に着業する（A-III型）タイプの個別事例3を検討する。

この漁家では4.9トンの漁船を使用し、着業している漁業種類は船曳網、たこ壺、貝桁網で、

年間の出漁日数は約50日程度である。

平成7年度の水揚金額で463万円であった。その内訳は船曳網による水揚が9万円、貝桁網による水揚が369万円、たこ壺による水揚が85万円となっている。

この漁家の農業兼業の状況を見ると、耕作されている作目は水稻・メロン・人参・甘藷である。耕作面積は水稻を栽培している田が40a、メロン栽培のハウスは120a、人参が30a、甘藷が20aである。

家計収支をみると、漁業収入で約450万円、農業収入で約1,700万円で、漁業水揚げ金額の占める割合は約80%と農業を中心である。

なお、漁業外の経費は700万円となっている。

この世帯における労働力の構成は、海上作業においては主に、調査対象者と長男であり、貝桁網の操業の際に1名雇用する。この雇用者は近所の知人であるが、普段は鹿島地区にある工場に勤めている。

一方、農作業においては、調査対象者と長男に調査対象者の妻が加わる。この世帯の他の家族構成員には、妻の家事を補助している調査対象者の母と、公務員の次男がいる。

調査対象者本人は婚姻により、当時農業専業だったこの世帯に入った経緯がある。調査対象者の実家は当地区の漁家であり、中学卒業後、漁業に着業したが、結婚後も漁業を続けている。長男は高校卒業後、家業を継いでおり、漁業と農業に従事している。

b) 貝桁網漁業のみに着業する (D-Ⅲ型) タイプの事例

施設園芸型の農業兼業で貝桁網のみ着業する漁家 (D-Ⅲ型) の個別事例4を取り上げる。

この漁家で着業している漁業種類は貝桁網のみである。平成7年度の実績は貝桁網による水揚金額が364万円であった。この世帯における漁業労働力は調査対象者、長男と雇用労働者が

1名であり、この雇用者は親戚の息子である。

この世帯の農業兼業の概要是、田50aがあり、米作を行っているが、これはほぼ自家消費分の生産にとどまっている。メロン栽培のハウスは150aである。

この世帯の家計収支をみると、漁業外収入はメロン栽培で1,500万円であり、漁業経費が60万円程度で、この内訳は漁具代で20万円、人件費で40万円程度となっている。漁業外(農業)経費は約500万円であり、そのうち約150万円が肥料代であるという。世帯収入における漁業収入の占める割合は約20~25%である。

この世帯の家族構成は、調査対象者、長男の他に、調査対象者の母親と妻、長男の妻、孫2人であり、兼業種である農業への家族労働力の配分であるが、調査対象者、妻、長男、長男の妻がメロン栽培に携わっており、繁忙期には前述の親戚の息子が農作業補助を行う。

この世帯の経緯をみると、昭和20年頃に調査対象者の父親がこの地に移転し、その際に土地を購入して農業を始めたと同時に、2艘まき旋網漁業経営を始めた。

この2艘まき旋網は夏だけの操業ではあったが、30人ほどの人を雇用し、約20年程操業を行ってきた。昭和40年頃、鹿島開発によって急速に他産業の雇用が増え、操業に必要な雇用労働力が不足するようになり、巻網経営は終焉を迎えた。その際に漁業は小規模な漁船での生産に縮小され、農業中心の経営となった。その後、甘藷・人参などの作目を経て、15年前から本格的にメロン栽培に乗り出すようになった。

これまでに見てきたメロン栽培農家はどのようにして漁業との兼業を行っているのかをみると、メロン栽培では春に収穫されるアンデスマロンの半促成栽培と秋に収穫されるアルスマロンの抑制栽培が行われる。年間の農作業は半促成栽培が1~2月頃に苗付けを行い、5月か

ら7月一杯までに収穫をする。抑制栽培では春の出荷が終わったところから苗付けを行い、9月下旬から10月下旬までに収穫をする。この後の期間はハウスの修理、更新にあてられる。ハウスの全面的な更新は15年に1度ほどであるが、ハウスの屋根の部分であるビニールは劣化し、太陽光の透過が悪くなるため、ほぼ一年ごとに交換を行っている。

漁業の年間形態と比較すると、船曳網、刺網の漁期はメロン栽培の繁忙期と重なるためほぼ着業できず、冬期のたこ壺と貝桁網といった漁獲努力の低い漁業種類が選択されることになる⁽²⁾。

メロン栽培の1日の農作業をみると、朝、日の出と共にハウスの窓を開け、換気を行う。この朝の換気は大変重要で、1時間陽光が照りつけるとハウス内の気温が上昇し、メロンが焦げてしまうこともあるという。

また、夏期を除けば、午後3時頃になると夜の冷気を防ぐために、朝開けたハウスの窓を閉める作業を行う。従って、必然的に、この作業の間に操業可能な漁業種類のみに着業できるということになる。

この点から貝桁網漁業の組織的管理措置は、安定的で少ない出漁日数・短時間での操業を実現し、かつ比較的高い水揚を得られる就業機会となり、この管理の合意が得られたものと考えられる。

(3) その他自営業との兼業の漁家タイプの事例

a) 船曳網に着業する（A-IV型）漁家タイプの事例

自営業との兼業で船曳網に着業しているA-IV型の個別事例5を検討する。

この漁家で行われている兼業種は、自動車部品製造工場の自営である。

この漁家で着業している主な漁業種類は貝桁網、建網、たこ壺である。この漁家では平成8

年から工場を休業し、船曳網漁業の本格的な操業を始めたばかりである。

現在は、近年購入した4.99トンの漁船を使用している。それまでは3トンの漁船を使用していた。

平成7年度の水揚金額が1033万円である。その内訳は、船曳網による水揚が112万円、貝桁網による水揚が369万円、建網による水揚が424万円、たこ壺による水揚が112万円、その他の漁業種類による水揚が17万円となっている。

家計収支は、漁業収入が年間で1,200万円、漁業外、即ち工場経営による収入が年間で1,000万円であった。

漁業経費が年間で500万円、うち刺網で70万円程度を占める。漁業外経費は工場の経営費用であり、電気代が60~70万円、人件費が270万円であり、家計収入のうち漁業の水揚金額の割合は50%を超える程度である。

漁業労働力は現在、調査対象者、父親、長男の3人体制で出漁している。昨年までは、調査対象者一人で行っていた。

その他、世帯の家族構成は、母親、妻がおり、共に家事を中心に行っている。さらに長女がいる。

工場の作業には調査対象者と妻を含む6~7人を最盛期には雇用していたが、休業前には調査対象者と妻と弟の妻の3人での操業だった。

この世帯の歴史的経緯を見ると、調査対象者は、高校卒業後、就職し、1977年に部品工場を始めた。その翌年に、1トン未満の小型船を購入した。当初は零細な仕立船による遊漁船業を行うつもりで、漁協組合員の資格を得るために部品工場の合間を見て漁業を行い、漁獲実績をあげたが、部品工場の方が忙しく、遊漁船業は着業されなかった。その後、工場への注文が少なくなると、営業努力による受注拡大を目指すのではなく、漁業操業によって家計収入を増加

させる選択を行った。部品生産は納期があるので、納期前は忙しく漁獲の状況が良くても出漁できないなど、不安定な漁業就業になっていたが、その中で貝桁網は出漁日が少なく操業時間も短いため、出漁することができた。

景気の変動で兼業従事は左右され、それに伴い漁業従事が規定された。好景気の時には工場の仕事が多くなるため出漁は少なくなり、不景気になると兼業従事は少なくなり、従って出漁機会は増えていった。

そんな中で、両親は高校卒業後の長男に対して、共に家計を助ける存在になって欲しいと期待していた。長男は漁業後継者となることを選択し、現在では船曳網に着業し、漁業への傾斜を志向している。

b) 貝桁網とその他漁業（B-IV型）漁家タイプの事例

この事例6では遊漁船業を行っている漁家を取り上げ、検討を行う。

この漁家では4.9トンの漁船を使用しており、着業している漁業種類は貝桁網、建網であり、遊漁船業も営んでいる。

平成7年度の水揚金額は1,311万円であった。その内訳は貝桁網による水揚が369万円、建網による水揚が631万円であった。年間の出漁日数は200日程度である。

海上作業労働力は調査対象者と雇用労働者である。この雇用者は近所に住む知り合いで、漁業を引退した人である。月に1度の貝桁網と夏期の固定式刺網の時のみの雇用である。

これとは別に遊漁船の客が多い時には船上作業補助を1名雇うことがある。これは漁業を専業で行っている若い漁業者であり、漁協遊漁船部会での紹介なので、固定的ではなく、遊漁船業の忙しい土・日曜に休んでいる漁業者が乗組員として雇用している。

家計収支を見ると、漁業収入が約1,300万円、遊漁船業での収入が約1,000万円である。

一方、漁業経費はそのほとんどが建網で250万円程度、後は人件費などであり、家計収入に占める漁業収入の割合は約50%である。

遊漁船業との兼業形態であるが、田を30a、畠を70a所有しており、現在は自家消費分のみ、米を栽培している。

この家族の就業状況であるが、長男は大学卒業後、実家に戻り漁業後継者として船に乗ったが、船酔いがひどく漁業を断念し、現在、会社員である。長男の妻も会社勤務をしている。調査対象者の妻が家事の全般を行うが、自家消費分の農作業も行っている。

この漁家の遊漁船業への着業は平成3年度からであり、それまでは船曳網、えび板びきを行っていた。しかし、長男が漁業後継を断念し、年齢を重ねるとともに、労働力を要する船曳網やえび板びきの操業が困難になってきた。

そこで船曳網、えび板びきの許可を返上し、漁業部門の縮小を行うと同時に、遊漁船業へと転換を図った。

当地区は東京から70~100km圏内の都市近郊に位置し、レジャーの需要も比較的多いと考えられる。現在、兼業種として遊漁船業を乗合船で営業している漁家は11軒程度であり、その内5軒は遊漁船業を専業で営業している。

遊漁船業は、この漁家のように高齢化など様々な要因で地域漁業の主力的な生産を担うことのできない漁家も含め、新たな兼業機会の創出による多様な漁家世帯の存在という形でなされる可能性を示唆しているといえる。

(4) 賃労働就業との兼業タイプの事例

賃労働就業との兼業タイプにおいては、兼業種によって漁業生産が規定されるとの整理の中で、漁業生産に重心をおいているB-II型の個別事例7につ

いて検討する。

この漁家の世帯主が行っている兼業種目は大工である。

着業している漁業種類は貝桁網、刺網、たこ壺、せん・かご、流し網などである。

せん・かご、流し網は兼業種目である大工の仕事と漁獲の状況で出漁を決めている。平成7年度の水揚金額で451万円であった。その内訳は貝桁網で366万円であり、建網で38万円、たこ壺による水揚量は47万円であった。

海上作業労働力は調査対象者と雇用労働者で、これに貝桁網操業時に親戚の息子が乗船する。この雇用者は近所に住んでおり、過去に乗組員として漁業の経験がある。年間で60~70日程度の雇用である。

この漁家では4.98トンの船を平成7年度に購入した。これに約20年前に建造した先代の船のエンジンを載せ換えて使用している。また、1.5トンの船も所有している。こちらは2、3年前に建造したものである。現在、建網を操業する際は小さい1.5トンの船で出漁し、燃料費の節減を図っている。

この世帯には田が20aあり、自家消費分だけの米を作っている。他に畑が30aあるが、現在は休耕している。水稻は5月頃の田植えと秋の収穫は農作業に1日かかるのみで、普段はあまり手が掛からないので、容易に耕作できている。

父親は貝桁網の時のみ海上作業を手伝う。普段は田で農作業を行っている。母親は主に家事を担当している。妻、長女・次女・三女は会社に務めている。

妻や子供に代表されるその他の家族世帯員の漁業外への就業により、世帯全体としては相対的に漁業の占める比率は低くなっている。漁業が兼業就業に規定されている中で、貝桁網は安定的かつ漁獲努力の少ない就業機会であり、比較的高い水揚を得られるものとして、管理の組織的な対応への合意が得られている。

兼業業種である大工の方はあまり大きな仕事を受注していない。大きくても3ヶ月ほどで終わる仕事

を選ぶようにしている。大きな仕事を受注すると出漁ができなくなるため、漁業の繁忙期にも出漁できるような仕事を選ぶようにしているということである。

3 まとめ

水揚金額の水準を見ると、A-I型に分類される事例1の漁家とA-II型に分類される事例2の漁家が高くなっている。これは船曳網の着業によるもので、船曳網の水揚はA-I型の事例1の世帯で2,300万円、A-II型の事例2の世帯で1,000万円となっている。特に水揚金額の水準の高さに照応するよう、A-I型の漁家では、漁業への投資が多く、漁獲努力が非常に強いものとなっている。漁業労働力の面でも、事例1の漁家では漁業後継者がおり、海上作業労働力は相対的に充実したレベルにある。このタイプの漁家は多数種の漁業種類を組み合わせた複合的な営漁形態で操業を行っている。漁業収入における貝桁網漁業の占める位置は少なく、船曳網を中心とした他の漁業種類による収入が多く、この点が貝桁網漁業管理の合意形成を可能としている。

しかし、このA-I型に分類される漁業専業の漁家は18軒と少数であり、他の兼業漁家が兼業従事により船曳網を主力として着業していないため、船曳網は比較的漁獲努力が少ない状態で操業を行っていると言える。この多数の兼業漁家の存在が専業漁家の船曳網の高い水揚水準の達成に関係し、漁業後継者の獲得につながっているものと考えられる。

A-II型の場合もA-I型にほぼ準じ、経営のウェイトが船曳網に置かれ、一般的には船曳網の高い水揚水準が漁業後継者の獲得につながるものと考えられる。一方でこのタイプでは、A-I型とは異なり土地利用型農業の兼業が行われている。こうした兼業の存在が貝桁網漁業管理による漁獲努力削減の合意形成を可能にした背景にあり、当地区で多数を占めるこのタイプの漁業就業者が漁業管理を推進し

てきた。現在においては土地利用型の農業兼業は収入も高くなく、世帯の中心的収入となってはいないが、自家消費用に生産される水稻、野菜は家計消費に大きく役立っている。

また、農地の賃貸が行われており、これから少額とはいえる安定的な収入が得られている。こうした賃貸により、農業労働を軽減させ、漁業生産を行う手段となっており、農家の家産維持の面から世帯に後継者が残ることも考えられる。

一方で、農業兼業従事が多くなっているのは、A-I型に分類される事例3とD-I型に分類される事例4の漁家である。この漁家は共にメロン栽培による施設園芸型農業を兼業している。これらの漁家は共に水揚水準が低く、船曳網に着業している事例3の漁家においても、その水揚は9万円と、本格的な操業がなされていない。これは本来メロン栽培には農作業に多くの労働力の投下することが必要とされ、そのため着業出来る漁業種類は、漁獲努力が少ない貝桁網漁業が中心となり、副業的なものとなるざるを得ないことによる。農業兼業による収入が高いメロン栽培農家にとっては貝桁網を中心とする漁業収入は追加収入的な性格が強い。

後継者が確保されているA-I型の漁家においても、組み合わされる漁業種類は貝桁網・タコツボであり、世帯の主業が農業であることがわかる。

この点から、漁業管理による貝桁網の漁獲努力削減は農業従事を阻害しない兼業業種として合意の形成がなされ、同時に漁業は低い経費や少ない労働で家計収入を追加的に増加させることのできる存在となっており、漁家としての性格も保ちつつ再生産が行われる要因となっている。

漁業への着業がもう少しあれており、水揚金額水準も中間層に位置しているのがA-II型に分類される事例5の漁家とB-II型に分類される事例6、およびB-V型に分類される事例7である。これらの中では自営業兼業であるA-II型の漁家とB-II型の漁家の水揚金額水準が賃労働兼業であるB-V

型の漁家より高い。A-II型の漁家は部品工場を経営しており、その工場の仕事によって、漁業活動が制限されてしまう。船曳網にも着業しているが、その水揚は110万円で、本格的な操業を出来ないでいる。そのため貝桁網と刺網といったあまり漁獲努力の強くない漁業種類が中心となっている。この世帯では漁業後継者が確保されており、工場の不振から漁業専業化を選択している。

一方の自営兼業である事例6の漁家は遊漁船業を行っている。この漁家でもやはり貝桁網と刺網が操業されている。遊漁船業はその営業の中心が土・日曜であり、他産業の業種と比較すると漁業操業が制限されにくいと思われるが、兼業従事によって漁獲努力が制限されるだろう。その中で、貝桁網は漁業管理の進展により安定的に、かつ低位の漁獲努力で操業される漁業種類となった。この点から漁業管理の合意形成が得られることとなった。

前述のB-V型の分類される事例7は賃労働兼業の漁家である。こちらは自営業よりもさらに漁業操業が制限されると考えられる。着業漁業種類は貝桁網と刺網であるが、水揚金額合計が450万円うち貝桁網が360万円の水揚であるから、実質的には貝桁網が中心となっている。この点からもわかるように、他産業への賃労働就業による兼業においても貝桁網は、着業しやすい漁業種類であり、それを進める漁業管理には合理性をもって合意形成に参加されるのである。

以上、見てきたように漁業管理の合意形成の要素として、多くの漁家が農業を兼業しており、その生産物から生活していく上で必要最低限の食糧を確保できることがあげられる。さらに施設園芸作目による収益性の高い農業の導入や鹿島開発以降、拡大した産業基盤、大きく開いた労働市場は当地区の漁家に多様な兼業条件を与えた。この兼業機会による収入があったことが、管理の合意形成を可能にしたといえる。

それと同時に、漁業管理の組織的対応が進展する

中で、貝桁網以外の兼業業種の操業機会が増加し、兼業条件を拡大したという意味で両者に相互規定的な関係があるといえる。

当地区の漁家世帯の兼業を含む多様な存立構造は、当該地区の沿岸域の漁業生産力の高さや肥沃な土壤、鹿島開発に伴う産業基盤の拡大や農業従事者という比較的自由度のある豊富な労働市場の展開^{〔3〕}という背景によって形成されたものである。

当地区の兼業就業の構造は、地域の漁業を取り巻く背景的な条件であって、そのまま漁業管理の成功事例の要因として、普遍化、援用されうる性質のものではない。

しかし、このような漁業世帯の多様な兼業就業の構造は、現在、地域漁業の分解・再編成がすすむ今日の沿岸漁業に一つの示唆を与えるものとして考えられる。

これまで地域漁業の担い手の分解・再編成は漁業内部の問題を中心に検討されてきた。

また、基幹的漁業従事者の兼業は、漁業労働の特質から少数で、しかも限定的な形態でのみ存在しているとされてきた。そのため、地域漁業の再編成の過程において、漁家は漁船装備の増強や魚種転換によってなされる漁業生産における所得向上の追求が、漁業専業への特化を伴って目指され、生産力の優劣で上向か漁業離脱かの二者択一的な分解過程を示すものと指摘してきた。しかしながら、漁家は地域社会における生活単位であって、家族構成員の兼業によって家計費用が充足されるといった対応がされるだろうと推察される。

それゆえ、漁民層の分解局面ですぐさま世帯構成員個人が労働力として分解し流出していくとは限らないとすれば、新たな雇用を漁業内外に連接して創出し、地域で多様な就業条件を確保することは、漁業を相対的なものとしてとらえ、漁業内外の多様な業種との多就業によって漁家世帯を再編成し、地域社会の担い手として新たに位置付けていく可能性もあるのではないかと考えられる。

注及び引用文献

- (1) 柳田洋一・大塚正人 (1997) , 「鹿島地域における沿岸漁家の兼業構造について—I—操業タイプと兼業形態による類型化ー」, 本誌。
- (2) 柳田洋一 (1996) , 「鹿島地域における沿岸漁業と農業の複合経営について」, 茨城県水産試験場研究報告第34号。
- (3) 農業従事者は、労働時間が比較的フレキシブルであり、操業終了後、さらに海象条件の急変によって出漁を中止した場合でも、当日、農作業に従事することは可能である。

これに対して、工事作業員等を雇用した場合、操業終了後、あるいは、出漁が中止になるとその日に別な就業機会を得ることが難しくなる。このように農業従事者は雇用者側としては都合のよい労働力であり、鹿島地域の漁業を支えているといえる。

謝　　辞

本研究を進めるのに際して、御指導並びに御鞭撻を賜りました東京水産大学 宮澤晴彦助教授に心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

鹿島灘漁業協同組合 浅野次男組合長、関沢平八郎参事には、貴重なお時間を割いて、聞き取り調査に応じていただくとともに、貴重な資料の提供を受けました。

また、鹿島灘漁業協同組合鈴木勇理事には、現地での調査を進める上で、大きなご助力を頂きました。

さらに、鹿島灘漁業協同組合の皆様には、快く面接による聞き取り調査に応じて頂き、託して厚く御礼申し上げます。